

経 済 産 業 省

制定 20131121九産保第3号
平成25年11月26日
改正 20150119九産保第4号
平成27年1月27日
改正 20221220九産保第5号
令和5年1月6日
改正 20250109九産保第3号
令和7年1月17日

九州地方鉱山保安表彰選考基準

九州地方鉱山保安表彰の選考に当たっては、九州地方鉱山保安表彰実施要領（平成25年11月26日付け20131121九産保第3号）に基づき2.の被表彰者選考評価基準（別紙）により各部門別に審査し、推薦書、調査書等を勘案の上、被表彰者を選考する。

記

1. 表彰対象

表彰対象は、九州地方鉱山保安表彰実施要領に基づき推薦されたもの及び九州産業保安監督部長が選定した被推薦者の中から次のものを対象とする。

（1）鉱山の部（附属施設、休止鉱山を含む。以下同じ。）

最近5年間に鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）第46条第1項（第4号、第18号から第20号まで及び第22号を除き、第2号については3日以上休業災害に限る。）に係る災害、事故その他の事象が発生していないものを表彰の対象とする。

（2）保安責任者の部

鉱業権者、保安統括者又は保安管理者として、現在在職中の者又は過去において在職した者で、かつ最近5年間に軽傷以上の災害がない又は鉱害を発生させていない者を表彰の対象とする。

（3）保安従事者の部

作業監督者又は鉱山労働者として、現在在職中の者又は過去において在職した者で、かつ最近5年間に軽傷以上の災害がない又は鉱害を発生させていない者を表彰の対象とする。

(4) 保安功労・貢献者の部

①保安功労者

(2)、(3)以外の者で、鉱山保安のために貢献し、特に顕著な功労があった者を表彰の対象とする。

②救護隊員

(2)、(3)以外の者で、災害の拡大防止若しくは人命救助等により鉱山保安の確保に貢献し、又は永年救護隊員として鉱山保安の確保に尽力し、かつ、日常における行為が他の鉱山労働者の模範となると認められる者を表彰の対象とする。

③団体

鉱山保安の確保、環境保全等に、特に顕著な貢献をしたと認められる協会、救護隊、事業所又は自治体等を表彰の対象とする。

(5) 特別功労・貢献者の部

(1)～(4)のほか、特にリスクマネジメント手法の導入の模範となるなど継続的な保安向上に顕著な貢献があった鉱山、個人若しくは団体又は事業所において特に率先して保安活動や保安改善提案を行うなど鉱山保安活動において同世代の中で中心的な役割を担った経験の多い鉱山保安に関する鉱業経験年数20年未満の個人を表彰の対象とする。

2. 被表彰者選考評価基準

(別紙)

3. 審査選考

別紙の被表彰者選考評価基準の各項目について審査し、次の評点に該当する者について、その者の推薦書、調査書等を勘案の上、被表彰者を決定する。

(表彰対象区分)

(評 点)

(1) 鉱山の部

146点以上

(2) 保安責任者の部

88点以上

(3) 保安従事者の部

86点以上

(4) 保安功労・貢献者の部

①保安功労者

62点以上

②救護隊員

66点以上

③団体

91点以上

(5) 特別功労・貢献者の部

①鉱山（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）

65点以上

②個人（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）

65点以上

③①及び②以外

—

[評点の算定について]

(1)～(5)①及び②は、上限値等の65パーセントとした。

(1) 鉱山の部

$$224 \text{ 点} \times 0.65 = 146 \text{ 点}$$

(2) 保安責任者の部

$$135 \text{ 点} \times 0.65 = 88 \text{ 点}$$

(3) 保安従事者の部

$$131 \text{ 点} \times 0.65 = 86 \text{ 点}$$

(4) 保安功労・貢献者の部

①保安功労者

$$95 \text{ 点} \times 0.65 = 62 \text{ 点}$$

②救護隊員

$$101 \text{ 点} \times 0.65 = 66 \text{ 点}$$

③団体

$$140 \text{ 点} \times 0.65 = 91 \text{ 点}$$

(5) 特別功労・貢献者の部

①鉱山（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）

$$100 \text{ 点} \times 0.65 = 65 \text{ 点}$$

②個人（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）

$$100 \text{ 点} \times 0.65 = 65 \text{ 点}$$

③①及び②以外については、定量的に評価することは困難であり、評点を揚げないこととした。

4. 欠格事項

次の(1)から(3)のいずれかに該当するものは原則として審査の対象から除く。なお、(1)又は(2)を1.(2)から(5)までの個人に適用する場合は、表彰対象者が違反等の原因である場合又は表彰対象者が違反等の原因に関する責任的立場にある場合とする。

(1) 現に表彰対象の法令違反の状態にあるもの又は最近5年以内に当該法令違反により命令、取消し、罰則等の処分を受けたもの若しくはそれに類するもの。

(2) 他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するにふさわしくないもの。

(3) 勲章を受けた者、鉱山保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者。

附 則

1 この規程は、平成25年11月26日から施行する。

2 九州地方鉱山保安表彰選考基準（平成24・04・05九産保第5号）

は、廃止する。

附 則（２０１５０１１９九産保第４号）

１ この規程は、平成２７年１月２７日から施行する。

附 則（２０２２１２２０九産保第５号）

１ この規程は、令和５年１月６日から施行する。

附 則（２０２５０１０９九産保第３号）

１ この規程は、令和７年１月１７日から施行する。

(別紙)

九州地方鉱山保安表彰者選考評価基準

～鉱山～

1. 無災害（鉱害）実績

(1) 無災害（鉱害）期間

① 無災害（鉱害）期間

5年まで	1年につき1点（1年未満切り捨て）
5年から10年まで	1年につき2点（半年毎に1点。半年未満切り捨て）
10年から15年まで	1年につき3点（4ヶ月毎に1点。4ヶ月未満切り捨て）
15年以上	30点（1点×5年＋2点×5年＋3点×5年）

② 無災害稼働延時間

5万時間未満	0点
5万時間毎	3点（5万時間未満切り捨て）
50万時間以上	30点

(2) 鉱山の格付け

① 危害

鉱山保安法施行規則第3条から第11条まで、第13条から第16条まで及び第29条の該当条数（A）

② 鉱害

鉱山保安法施行規則第11条、第14条、第18条から第22条まで、第24条及び第25条の該当条数（B）

◎ 無災害等実績点数

{(1)①災害×(1+(A)×0.1)} + {(1)①鉱害×(1+(B)×0.1)} + (1)②=点数

2. 関連事項（はい1つ5点）

①最近10年以上死亡災害が生じていない。	はい	いいえ
②最近10年以上重大な法規違反（鉱山（法人）として送致、監督部長による行政処分）がない。	はい	いいえ
③最近5年以上社会的影響の大きい問題等発生していない。	はい	いいえ
④昨年、地方表彰に推薦した。（未受賞）	はい	いいえ
⑤最近5年間、他の団体等から表彰を受けたことがある。	はい	いいえ
⑥リスクマネジメント手法を積極的に導入し、他の鉱山の模範となっている。	はい	いいえ
⑦現況調査がリスクアセスメントにより確実に実施されている。	はい	いいえ
⑧リスクマネジメント（システム）が鉱山労働者まで浸透している。	はい	いいえ
⑨保安教育の年間計画は策定され、定期的の実施している。	はい	いいえ
⑩各作業の作業手順、規定等整備されている。	はい	いいえ
⑪保安技術の改善、災害及び鉱害の防止並びに保安教育の推進が他の鉱山の模範となっている。	はい	いいえ
⑫監督部等に報告する事項等（月報等の報告）については、いつも遅滞ない。	はい	いいえ
⑬保安研修・講演会に積極的に人を派遣している。	はい	いいえ

1. + 2. = 点

～保安責任者（鉱業権者・保安統括者・保安管理者）～

(1) 当該職経験年数

1 年毎に 1 点（1 年未満切り捨て。以下同じ）

(2) 無災害稼働延時間（当該鉱山における実績）

5 万時間未満	0 点
5 万時間毎	3 点（5 万時間未満切り捨て）
5 0 万時間以上	3 0 点

(3) 関連事項（はい 1 つ 5 点）

- ① 当該鉱山は坑内採掘を主としている。
- ② 最近 1 0 年以上重大な法規違反（送致、監督部長による行政処分）がない。
- ③ 最近 5 年間、地方表彰に推薦したことがある。（未受賞）
- ④ 最近 5 年間、他団体から表彰を受けたことがある。
- ⑤ 当該職に就いてから軽傷以上の災害が発生していない。
- ⑥ 他鉱山からの要請により保安確保のための指導を行ったことがある。
- ⑦ リスクマネジメント手法を積極的に導入し、他の鉱山の模範となっている。
- ⑧ 現況調査がリスクアセスメントにより確実に実施している。
- ⑨ リスクマネジメント（システム）を鉱山労働者まで浸透させている。
- ⑩ 保安教育の年間計画を策定し、定期的の実施している。
- ⑪ 保安運動の企画・立案をし、積極的に推進している。
- ⑫ 保安週間に際し、積極的に自主保安活動を推進している。
- ⑬ 保安技術の改善、災害・鉱害の防止に積極的に取り組んでいる。
- ⑭ 監督部の保安指導員あるいは、委員会等に選任されている。

はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ
はい	いいえ

(1) + (2) + (3) =

点

～保安従事者（作業監督者・鉱山労働者）～

(1) 鉱山の保安に関する鉱業経験年数

1 年毎に 1 点

(2) 無災害期間（職務範囲内軽傷以上災害）

1 年毎に 1 点

(3) 関連事項（はい 1 つ 5 点）

- | | | |
|--|-----------------------------|------------------------------|
| ①当該職域は主として坑内である。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ②最近 10 年以上重大な法規違反（送致、監督部長による行政処分）がない。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ③最近 5 年間、地方表彰に推薦したことがある。（未受賞） | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ④最近 5 年間、会社又は他団体から表彰を受けたことがある。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑤当該職に就いてから最近 10 年間、軽傷以上のり災及び鉱害を発生させていない。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑥教育の指導員になったことがある。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑦作業監督者である又は過去保安技術職員であった。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑧鉱山労働者代表又は保安委員会委員になっている若しくは委員であった。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑨保安教育、保安運動に積極的に参加している。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑩職場の保安改善提案等、積極的に取り組んでいる。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑪他の鉱山労働者の模範となっている。 | ☐ はい | ☐ いいえ |

(1) + (2) + (3) = 点

～保安功労・貢献者（保安功労者）～

(1) 功労・貢献年数

1 年毎に 3 点（1 年未満切り捨て。以下同じ）

(2) 保安行政貢献度（会議等出席回数、指導回数等）

1 回毎に 1 点

(3) 関連事項（はい 1 つで 5 点）

- | | | | |
|--|--|----|-----|
| ①最近 5 年間、地方表彰に推薦したことがある。（未受賞） | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ②最近 5 年間、他団体等から表彰を受けたことがある。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ③保安技術の向上、研究会、保安の教育に関し、指導助言をし、鉾山保安のために
尽力している。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ④監督部の保安指導員、保安技術講習講師等を務めたことがある。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑤他鉾山からの要請により保安確保のための指導を行ったことがある。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑥海外関係の保安技術指導・調査等を行ったことがある。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑦鉾山保安行政に関しての審議会、委員会等の委員に委嘱されている。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑧保安運動、保安の教育、保安週間に関し、推進に尽力している。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |
| ⑨保安技術の改善又は災害及び鉾害の防止に関し、積極的に取り組んでいる。 | <table border="1"><tr><td>はい</td><td>いいえ</td></tr></table> | はい | いいえ |
| はい | いいえ | | |

(1) + (2) + (3) = 点

～保安功労・貢献者（救護隊員）～

(1) 当該職経験年数

1 年毎に 2 点（1 年未満切り捨て。以下同じ）

(2) 出動回数

1 回毎に 3 点

(3) 関連事項（はい 1 つ 5 点）

- | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| ①最近 5 年間、地方表彰に推薦したことがある。（未受賞） | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ②会社又は他団体から表彰を受けたことがある。（救護隊永年勤続表彰も含む。） | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ③当該職に就いてから最近 3 年間、軽傷以上のり災はない。（出動時を除く） | | |
| ④災害に際し、人命救助等の行為をしたことがある。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑤保安教育に積極的に参加している。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑥K Y T 等の保安運動に積極的に取り組んでいる。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑦後輩の指導等に積極的に取り組んでいる。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑧他の鉱山救護隊員の模範となっている。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑨救急法の資格を持っている。 | ☐ はい | ☐ いいえ |

(1) + (2) + (3) = 点

～保安功労・貢献者（団体）～

(1) 保安の取り組み（鉱山保安の確保、環境保全等）

①危害又は鉱害	A：とくに優秀	30点
	B：優秀	15点
	C：普通	5点

②保安技術	A：とくに優秀	30点
	B：優秀	15点
	C：普通	5点

③保安行政貢献度	A：とくに優秀	30点
	B：優秀	15点
	C：普通	5点

(2) 関連事項（はい1つ10点）

- | | | |
|---|-----------------------------|------------------------------|
| ①最近5年間、地方表彰に推薦したことがある。（未受賞） | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ②最近5年間、他の団体等から表彰を受けたことがある。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ③鉱山等からの要請により保安確保のための業務等、保安指導を行っている。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ④保安技術の改善、災害及び鉱害の防止並びに保安教育の推進に積極的であり、他の団体等（法人）の模範となっている。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑤監督部の保安指導員あるいは、委員会等、保安技術職員研修に関する研修・講演会に積極的に人を派遣している。 | ☐ はい | ☐ いいえ |

(1) + (2) = 点

～特別功労・貢献者の部 [鉱山（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）]～

1. 基本的な実績（必須）

- ①最近５年間に鉱山保安法施行規則（平成１６年経済産業省令第９６号）第４６条第１項（第４号、第１８号から第２０号まで及び第２２号を除き、第２号については３日以上
の休業災害に限る。）に係る災害、事故その他の事象が発生していない。
- ②最近１０年以上死亡災害及び重大な法規違反（鉱山（法人）として送致、監督部長による
行政処分）がない。
- ③最近５年間以上社会的影響の大きい問題等発生していない。

2. 鉱山保安マネジメントシステムに関する実績（はい１つ１０点）

- | | | |
|---|-----------------------------|------------------------------|
| ①保安方針を定め、鉱山内に掲げている。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ②達成可能な保安目標を掲げている。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ③保安目標を達成するための手段が保安計画に示されている。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ④保安計画について、実施状況の評価結果を踏まえ、改善されたもの
になっている。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑤保安目標について、達成状況の評価結果を踏まえ、改善されたもの
になっている。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑥最近５年間、国に鉱山保安マネジメントシステムに関する事例（望
ましくない事例を除く。）を提供し、水平展開されたことがある。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑦最近５年間、鉱業権者又は鉱山労働者が鉱山保安マネジメントシステ
ムに関し、他の鉱山を指導したことがある。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑧リスクアセスメントの充実等に関し、その取組が前々年度、前年度よ
りも改善している（前年度のみは５点）。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑨マネジメントシステムの構築等に関し、その取組が前々年度、前年度
よりも改善されている（前年度のみは５点）。 | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑩鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化に関する取組について、
リスクアセスメントの充実等及びマネジメントシステムの構築等
に関し、いずれも前々度、前年度よりも改善している（前年度のみ
は５点）。 | ☐ はい | ☐ いいえ |

2. = 点

～特別功労・貢献者の部〔個人（鉱山保安マネジメントシステムに係るもの）〕～

1. 基本的な実績（必須）

①鉱山労働者として、現在在職中の者又は過去において在職した者で、かつ最近5年間、軽傷以上のり災がない又は鉱害を発生させていない者 ☐ はい ☐ いいえ

②最近5年以上重大な法規違反（送致、監督部長による行政処分）がない。 ☐ はい ☐ いいえ

2. 鉱山保安マネジメントシステムに関する実績（はい1つ10点。ただし、⑨ははい1つ20点。）

①最近5年間、地方表彰の他、会社又は他団体から表彰を受けたことがある。 ☐ はい ☐ いいえ

②教育の指導員になったことがある。 ☐ はい ☐ いいえ

③作業監督者である又は過去保安技術職員であった。 ☐ はい ☐ いいえ

④鉱山労働者代表又は保安委員会委員になっている若しくは委員であった。 ☐ はい ☐ いいえ

⑤保安教育に積極的に参加している。 ☐ はい ☐ いいえ

⑥保安運動に積極的に参加している。 ☐ はい ☐ いいえ

⑦職場の保安改善提案等、積極的に取り組んでいる。 ☐ はい ☐ いいえ

⑧他の鉱山労働者の模範となっている。 ☐ はい ☐ いいえ

⑨鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化に関する取組について、リスクアセスメントの充実等及びマネジメントシステムの構築等に関し、特に顕著な功績がある。 ☐ はい ☐ いいえ

3. 鉱山保安マネジメントシステムに関する実績（鉱山保安に関する鉱業経験年数が20年未満の場合）（※1）（※2）（①及び②ははい1つ10点。③及び④ははい1つ20点。⑤ははい1つ40点。）

①最近5年間、地方表彰の他、会社又は他団体から表彰を受けたことがある。 ☐ はい ☐ いいえ

②事業所において特に率先して保安教育、保安運動に積極的に参加している。 ☐ はい ☐ いいえ

③職場の保安改善提案等、積極的に取り組んでいる。 ☐ はい ☐ いいえ

④同世代の中で中心的な役割を担った経験が多く、他の鉱山労働者の模範となっている。 ☐ はい ☐ いいえ

⑤鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化に関する取組について、リスクアセスメントの充実等及びマネジメントシステムの構築等に関し、特に顕著な功績がある。 ☐ はい ☐ いいえ

（※1）表彰年の前年の12月末までの期間・時間を算出するものとする。

（※2）当該者が保安従事者として従事した期間（複数の鉱山で保安従事者として従事していた場合は、それぞれの鉱山での在任期間を合算する。）

2. = 点 又は 3. =